

令和7年度 島根県介護職員等によるたんの吸引等の実施のための基本研修
(特定の者対象) 募集要項

1. 目的

平成24年4月1日から介護職員等による喀痰吸引等が制度化されたことを受け、利用者の居宅等において、必要なケアがより安全に提供されるよう、適切に喀痰吸引等の行為を行うことができる介護職員等を養成することを目的とする。

2. 実施機関 特定非営利活動法人コミュニティサポートいずも（島根県委託事業）

3. 受講対象者

医療機関を除く障がい者（児）サービス事業所及び障がい者（児）施設、介護保険サービス事業所及び介護保険施設、保育所等（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育施設をいう。）に就業している介護職員等（介護福祉士、保育士（保育教諭を含む。）を含む。）のうち特定の利用者に対して喀痰吸引等の行為を行う必要のある者を対象とする。

4. 日時及び場所

日 時：令和7年11月15日（土） 8：30 ～ 16：30（1日目）
11月16日（日） 9：00 ～ 16：30（2日目）
場 所：まほろば出雲（出雲市大塚町722-1）

5. 研修内容等

「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」及び「喀痰吸引等研修実施要綱（平成24年3月30日社援発 0330 第43号）」に基づく特定の者を対象とした基本研修（カリキュラムは、別紙1及び別紙2のとおり）とする。

なお、当該基本研修を受講後、別添の「令和7年度島根県介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象）実地研修実施要領」に基づき、各事業所において実地研修を受講する必要があります。

6. 募集定員 10名程度

7. 修了証の交付等

当該基本研修及び実地演習を修了した者に「修了証」を交付する。

8. 受講費用 5,000円

会場でお支払いいただきます。

このほか、当該基本研修を受講後、実地研修を受講する場合は、医師からの指示書料、指導看護師の指導に係る経費、損害賠償保険料等の実地研修を行うために必要となる経費は、全て受講者（もしくは所属する事業所）の負担とする。

9. 申込方法

「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、必ず郵送により送付すること。

（注）「受講申込書」に個人情報に記載されるため、FAXによる申込はしないこと。

10. 申込及びお問い合わせ先

〒693-0015 島根県出雲市大津朝倉3-10-3

特定非営利活動法人コミュニティサポートいずも 訪問介護事業所（担当 福島・太田）

TEL：0853-31-4165

11. 申込期限

令和7年10月24日（金）必着

12. 受講に際しての連絡事項

(1) 申込者多数の場合、受講できない場合がありますので、ご了承ください。

(2) 受講者決定後、受講決定通知書を送付いたします。

(3) 受講時は印鑑をご持参下さい。出席表に押印をしていただきます。

- (4) 健康状態によっては、研修をご辞退いただく場合がありますので予めご了承ください。
- (5) 演習が、修了認定基準に達しなかった方は、補講を受けていただきます。補講日程は別途決定します。
- (6) 筆記試験の可否は研修当日にお知らせします。不合格の方には再試験を受けていただきます。

13. 注意事項等

- (1) 受講決定者の変更は、原則として認められません。
どうしても変更する必要がある場合は、コミュニティサポートいずもへ事前に申し出てください。事前の申し出がなく、当日に受講決定者と異なる方が来られても、受講できません。
- (2) 研修当日に無断で欠席された場合、受講料の返金は出来ませんのでご了承ください。体調不良等により研修を欠席する場合は、研修開始時間までにコミュニティサポートいずも（福島 080-4808-8646 太田 090-8476-7853）へ連絡し、その指示を仰いでください。